（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部改正）

第四条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年運輸省・建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後						
（略）						
	地下に設ける通路					
	その他のもの					
		七、六〇〇	一、三〇〇	五六〇	二九〇	二〇〇
		三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇

改正前						
（略）						
	地下に設ける通路					
	その他のもの					
		七、六〇〇	一、三〇〇	五六〇	二九〇	二〇〇
		三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇

（道路の附属物）

第一条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下「令」という。）第一条第七号に規定する主務大臣の指定する道路の附属物は、次のとおりとする。

一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第一号に規定する道路上の柵又は駒止め

二～四　（略）

五　道路法第二条第二項第六号に規定する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六　道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場又は自転車駐車場

七　道路法第二条第二項第九号に規定する共同溝又は電線共同溝

八　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に規定する道路の防雪又は防砂のための施設

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部改正）

第五条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法令に基づく引当金）	（法令に基づく引当金）
第十条　機構の法第十二条第一項の業務に係る勘定においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第七条第十項に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる貸付料の額の減額に係る会計処理のため、国土交通大臣の定めるところにより、貸借対照表の負債の部に高速道路利便増進事業引当金の勘定科目を設けて計算するものとする。	**第十条**　機構の法第十二条第一項の業務に係る勘定においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第六条第十項に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる貸付料の額の減額に係る会計処理のため、国土交通大臣の定めるところにより、貸借対照表の負債の部に高速道路利便増進事業引当金の勘定科目を設けて計算するものとする。
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。